

青森市子ども読書活動推進計画

第二次計画

青 森 市 教 育 委 員 会

平成23年5月

目 次

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
	青森市 新総合計画 前期基本計画との系統図	3
第2章	第一次計画における取り組みの成果と課題	
1	3つの方針の取り組みの成果	4
(1)	「子どもが読書を楽しみ、読書に親しむ機会の提供と充実」	4
(2)	「子どもが読書に親しむことのできる環境の整備」	4
(3)	「子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進」	5
2	課題	5
(1)	乳幼児期からの成長に沿った読書に親しむ機会の提供	5
(2)	学校、市民センター等の読書環境の整備	5
(3)	読書関係者間の連携・交流の進展	5
(4)	広報活動の浸透	5
第3章	第二次計画の基本方針	
1	家庭や地域等における子どもの読書活動の推進	6
2	子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実	7
3	子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進	7
第4章	基本方針を受けての家庭、地域、学校等、市民図書館の役割	
1	家庭の役割	8
2	地域の役割	8
3	学校等の役割	8
	【学校】	
	【保育所(園)・幼稚園】	
4	市民図書館の役割	9
	子ども読書活動推進のイメージ図	9
第5章	子どもの読書活動を推進するための取り組み	10
1	家庭や地域等における子どもの読書活動の推進	
(1)	家庭での読書活動の推進	10
	施策の方向	主な取り組み
(2)	地域での読書活動の推進	10
	施策の方向	主な取り組み

(3) 学校等での読書活動の推進	11
【学校】	11
施策の方向	主な取り組み
【保育所(園)・幼稚園】	11
施策の方向	主な取り組み
(4) 市民図書館での読書活動の推進	12
施策の方向	主な取り組み
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実	13
(1) 家庭での読書環境の整備・充実	13
施策の方向	主な取り組み
(2) 地域での読書環境の整備・充実	13
施策の方向	主な取り組み
(3) 学校等での読書環境の整備・充実	14
【学校】	14
施策の方向	主な取り組み
【保育所(園)・幼稚園】	14
施策の方向	主な取り組み
(4) 市民図書館での読書環境の整備・充実	15
施策の方向	主な取り組み
3 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進	16
(1) 連携・交流の促進	16
施策の方向	主な取り組み
(2) 広報活動の促進	16
施策の方向	主な取り組み
青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画 施策体系図	17

第6章 計画の評価と推進体制

1 計画の評価と指標	18
(1) 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進に関する指標	18
(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実に関する指標	19
(3) 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進に関する指標	19
2 計画の推進体制	20

付録

「子どもの読書活動の推進に関する法律」	21
「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画策定委員会設置要綱」	23
第二次計画策定委員	24
関連所管課 問い合わせ先	25

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

読書活動は、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身につける上で欠くことのできないものです。

国は、子どもの読書活動を支援するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、青森市でも、この法に基づき、平成17年に「青森市子ども読書活動推進計画 第一次計画」を策定して子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

その後、平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定され、平成18年には「教育基本法」の改正が行われ、生涯学習社会の実現、家庭教育、幼児期の教育並びに学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力などが盛り込まれました。

また、平成19年には「学校教育法」が改正され、読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことが義務教育の目標の一つに掲げられました。

さらに平成20年には「図書館法」が改正され、運営状況に関する評価や改善等に関する努力義務が図書館に課せられました。

このような中で、国は平成20年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を策定し、県は平成22年に「青森県子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定して本県における課題を踏まえた今後の方針を示しています。

このため本市においても、これらの情勢の変化と本市における課題を踏まえ、新たに「青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画」を策定することとしました。

2 計画の基本理念

豊かな心をはぐくみ、人生をより深く生きていく力を身につけるよう
読書を楽しみ、読書に親しむ子どもを育成する

この計画は、子どもたちが豊かな心をはぐくみ、人生をより深く生きていく力を身につける上で欠くことのできない読書活動を生活の中に根づかせ、読書を楽しみ、読書に親しむ青森市の子どもたちを育てることを基本理念とし、本との出会いから読書のきっかけづくり、読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至る過程において、家庭、地域、学校、市民図書館など、子どもを取り巻く大人や社会が、それぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し一体となって、子どもたちの読書活動の推進と読書環境の整備・充実に取り組むことを目指すものです。

3 計画の位置づけ

この計画は、

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」（平成20年）及び「青森県子ども読書活動推進計画（第二次）」（平成22年）を踏まえて、青森市の子どもの読書活動の推進に向けた基本的な施策を示すものであり、

「青森市新総合計画 元気都市あおもり 市民ビジョン 前期基本計画」に掲げる施策

第2章 健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち

第4節 子ども・子育て支援の充実

第2項 子ども支援の充実

第3項 子育て支援の充実

第4章 歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち

第1節 学校教育の充実

第1項 教育活動の充実

第2項 教育環境の充実

第2節 社会教育・生涯学習の推進

第1項 社会教育活動・生涯学習活動の推進

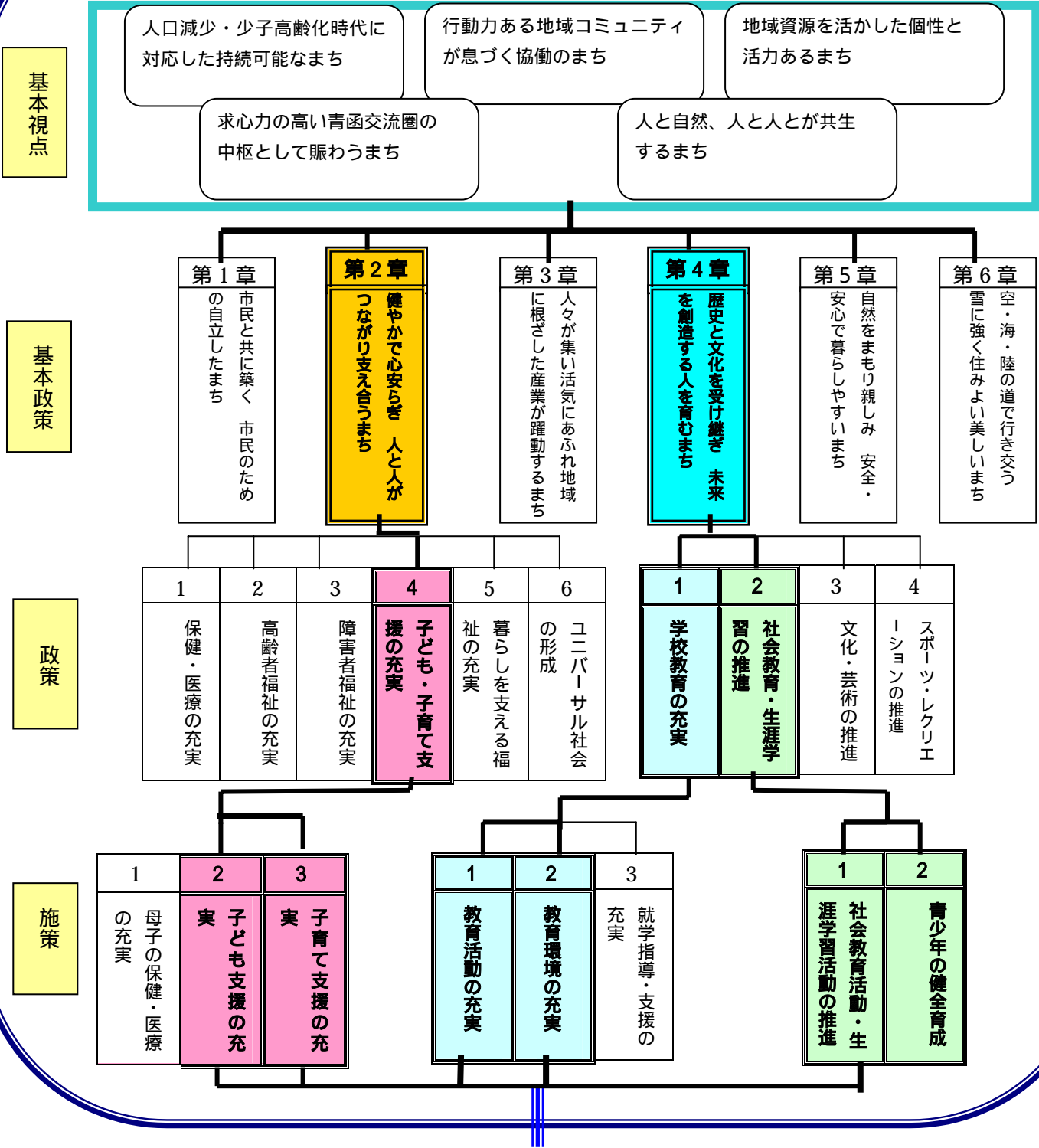
第2項 青少年の健全育成

における、子どもの読書活動の推進に関する取り組みをまとめた分野別計画として、位置づけるものです。

4 計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間にわたる施策を示すものです。また必要に応じて見直すことにより、より実情にかなったものとしていきます。

青森市新総合計画 - 元気都市あおもり 市民ビジョン
 将来都市像 水と緑と人が共生し 地域の絆で築く 市民主役の元気都市・あおもり



青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画

基本理念： 豊かな心をはぐくみ、人生をより深く生きていく力を身につけるよう読書を楽しみ、読書に親しむ子どもを育成する

- 計画の基本方針**
- 1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進
 - 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実
 - 3 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進

第2章 第一次計画における取り組みの成果と課題

第一次計画では、3つの方針を定め、それに沿って取り組みを行いました。

その結果、読書活動が活性化し、読書環境は整えられてきていますが、引き続き取り組んでいかなければならない課題もあります。

1 3つの方針の取り組みの成果

(1) 「子どもが読書を楽しみ、読書に親しむ機会の提供と充実」

4か月児健診時における親と子の絵本等でコミュニケーションを図る取り組みをきっかけにして、親子が図書館を利用し始め、次第に乳幼児期からの読書習慣が形成されてきています。

おはなし会が市民センターや浪岡中央公民館（以下「市民センター等」という。）でも開催されるようになり、地域においても子どもの読書の楽しさに接する機会が少しずつ増えてきています。

小・中学校においては全ての学校で一斉読書活動が展開され、また、平成20年度からは市民図書館と小学校とが連携した授業支援（読書啓発・調べ学習）や移動図書館の学校訪問も始まり、多くの子どもたちが本に接し、読書活動や図書館利用の拡大につながってきています。

障害のある子どもたちを対象とした、読書活動団体やボランティアによるおはなし会の実施、さわる絵本等の作製により、障害のある子どもたちの読書環境が次第に向上してきています。

(2) 「子どもが読書に親しむことのできる環境の整備」

市民図書館利用者カードの登録への働きかけや移動図書館の学校訪問等により、青森市の子どもたちの半数以上が利用者カードを持っています。

子ども支援センターや集いの広場など乳幼児が集まる施設に、市民図書館の貸出文庫を設置したことにより、子どもや保護者が絵本と触れ合う機会が少しずつ増えてきています。

市民図書館の児童ライブラリーにおける展示などの多様な事業が、子どもや保護者が読書に親しむきっかけとなっています。

市民センター等の図書室（コーナー）に、赤ちゃん向けの絵本コーナーや中・高校生向けの図書コーナーが新たに設置されたことにより、乳幼児や保護者、若い世代の利用が少しずつ増えてきています。

小・中学校では、学校図書館の蔵書率が向上したほか、司書教諭が12学級以上の学校にすべて配置され、さらに11学級以下の学校への配置も進んできています。

(3) 「子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進」

市民センター等でのおはなし会、学校支援活動、市民図書館ボランティアによるさわる絵本の作製と青森県立盲学校への貸し出しや訪問などにおいて、関係機関・団体等による連携・協力関係が少しずつ広がり、多様な取り組みが行われるようになっていきます。

市教育委員会発行の「青い森こども読書」の広報紙や「学校図書館読書感想文コンクール入選作品集」の市内の小・中学校、図書館、市民センター等への配布、市民図書館発行の子ども向け広報紙「おはなしはまほう」やブックリスト「はじめてのえほん」などの広報活動により、子どもの読書活動が次第に広がってきています。

2 課 題

(1) 乳幼児期からの成長に沿った読書に親しむ機会の提供

読書に親しみ、読書活動へのきっかけを得た乳幼児や子どもたちの読書活動が継続していかない例がみられます。

その理由として、おはなし会に参加する機会が一部の市民センター等に限定されていること、身近な生活空間での読書環境が十分に整っていないこと、読書活動へと促す啓発が少ないことなどが考えられ、家庭、地域、学校等の身近な生活空間における保護者や子どもへの読書活動への働きかけや、おはなし会など読書に親しむ機会を提供していくことが求められています。

(2) 学校、市民センター等の読書環境の整備

平成21年度の学校図書館での子ども一人当たりの年間貸出冊数が、小学校で16.5冊であるのに対し、中学校では2.2冊と、年齢が上がるにつれて読書量が低下する傾向が見られます。

興味や関心が多方面に広がる年代の子どもたちを、魅力的な読書環境により読書へと誘う取り組みが必要であり、子どもに身近な学校や市民センター等の地域の読書環境を整えていくことが求められています。

(3) 読書関係者間の連携・交流の進展

子どもの読書に関わる市民図書館、学校、市民センター等、ボランティア間の活動状況などを十分共有できていない現状も見られることから、子どもの読書活動を推進していくうえで、読書関係者間においてより連携・交流していくことが求められています。

(4) 広報活動の浸透

広報紙や読書情報が、読書関係団体などに幅広く周知されてきているものの、広く市民に浸透していない状況も考えられることから、引き続き広報活動を浸透させていくことが求められています。

第3章 第二次計画の基本方針

子どもが読書を楽しみ、読書に親しみ、自主的な読書習慣を身につけるためには、乳幼児の時期から成長に応じて本に触れ、読書の楽しみを体得する経験が大切であり、読書活動へ向けた大人の働きかけや、気軽に本に触れ、興味・関心のある本を必要に応じて手にすることができる読書環境づくりが求められています。

特に、家庭における読書への働きかけや学校における図書の活用、地域における自主的な読書活動を支える読書環境づくりが大切です。

また、子どもの読書活動を効果的に推進するためには、家庭、地域、学校等、市民図書館が、それぞれの役割を担うとともに、関係機関・団体等が積極的に連携・交流し、子どもの読書活動の重要性について広く広報していくことも大切です。

これらの観点から、第二次計画では第2章に示した第一次計画における取り組みの成果・課題などを踏まえ、次の基本方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

- 1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進**
- 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実**
- 3 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進**

1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書へ向けた取り組みは、読書活動への第一歩となる乳幼児期からはじまり、少年期、青年期と子どもの成長にあわせ、継続していく必要があります。

そのために、家庭においては読書習慣を形成する場として、地域においては読書の楽しさを実感する場として、学校においては読書する力をはぐくむ場として、そして市民図書館においてはその楽しさを広げる場として、積極的に読書活動を推進していくことが大切です。

このような観点から、家庭や地域が子どもの読書の大切さを認識し、子どもたちが乳幼児の時期から絵本に親しみ、さらに読書習慣を形成し、自主的な読書活動へつなげることが出来るよう、家庭、地域、学校等へ積極的に働きかけるとともに、地域の読書活動推進の拠点となる学校と市民センター等を中心に読書活動の推進に努めていきます。

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実

子どもが身近なところで気軽に本に接することの出来る読書環境を整備していくことは、子どもの読書活動を推進していく上で大切です。

子どもの身近な読書活動の場として、家庭のほかに保育所(園)・幼稚園、学校、地域の市民センター等、児童館などがあります。

中でも学校や市民センター等には、読書活動を展開していく地域における拠点としての役割が期待されます。

このような観点から、特に学校や市民センター等における蔵書の充実、コンピュータの活用、司書の支援、ボランティアの活用などにより、地域の読書環境の整備、充実に努めます。

3 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進

子どもの読書活動を推進していくためには、関係機関・団体等が効果的に事業や活動を行うことが出来るよう、相互に情報を共有していくことが大切です。

さらに、子どもの読書活動への理解と関心を高め、社会全体で推進していくためには、関係者のみならず、広く市民に向けた広報活動などによる普及・啓発も大切です。

このような観点から、子どもの読書活動に関わる機関・施設やボランティアなどの相互の連携・交流に努め、緊密な協力体制を整えて、効果的な読書活動を推進していきます。

また、読書活動の意義の広範な理解に向けて広報活動に努めます。

第4章 基本方針を受けての家庭、地域、学校等、市民図書館の役割

1 家庭の役割

家庭は、子どもが読書習慣を身につけていく上で、一番はじめに、また最も大きく影響を与える場です。保護者は自身の読書への関心が子どもに与える影響を考え、まず保護者自身が読書に親しむことが大切です。

その上で、子どもがその成長に応じて読書の楽しさや喜びに出会い、進んで読書活動ができるような環境づくりに努めていくことが大切になってきます。

2 地域の役割

子どもにとって自ら活動できる生活空間としては、市民センター等、児童館などの地域の施設があり、読書活動団体や子育て支援のボランティアなどが、さまざまな場面で子どもたちの読書活動にかかわっています。

市民センター等、児童館などの地域の施設は、子どもの学校外読書活動の場として、またそれらを支える地域住民のコミュニティ活動等の場としてなくてはならないものであり、より良い読書環境を子どもたちに提供することが期待されています。

3 学校等の役割

【学校】

国語などの学習における読書活動は、子どもの読書する力を形成していく上で大きな役割を担っています。

学校図書館には、自由な読書活動を促す読書センターの機能と、子どもたちの主体的、意欲的な教科等の調べ学習活動を支援する情報センターとしての機能があります。

さらに、学校図書館は、生涯学習の視点から、地域の施設等との連携による地域全体の読書活動の場としても期待されています。

【保育所(園)・幼稚園】

保育所(園)や幼稚園は、幼児がはじめて集団で過ごす場所であり、そこでの読書は家庭と異なる楽しさを持ち、また家庭での読書体験の乏しい子どもには読書に親しむ入口ともなります。

また、保育士や教諭により発達段階に応じた絵本が提供されることにより、読書の楽しさを広げる場でもあります。

ここでの読書体験は、家庭や地域での読書習慣の芽生えを側面から促し、家庭へ向けて読書の大切さへの理解を広げることとなります。

保育所(園)や幼稚園ではぐくまれた本への興味・関心が、小学校という次の環境でさらに楽しさを広げ、読書する力を伸ばしていくことにつながっていきます。

4 市民図書館の役割

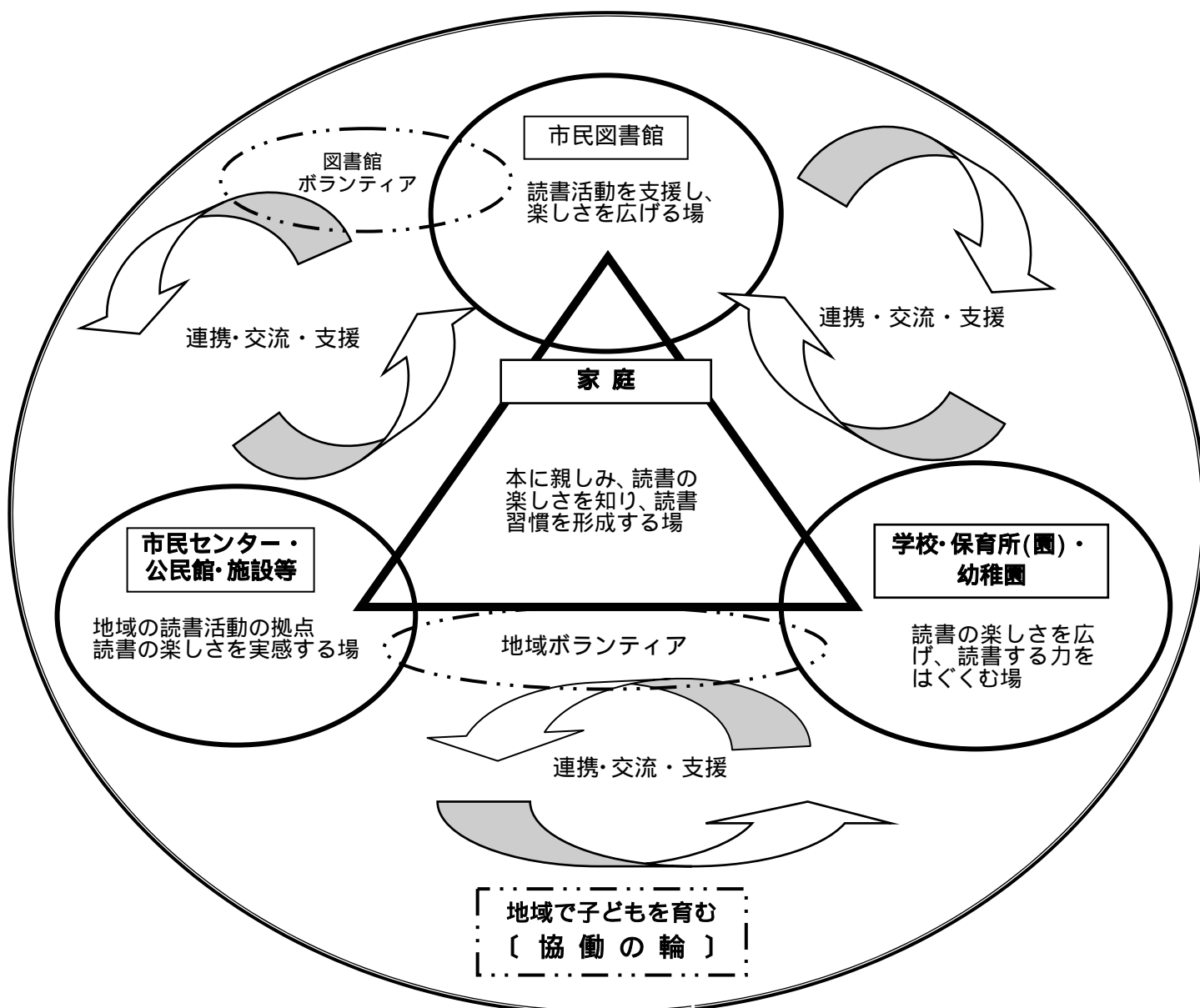
市民図書館は、子どもが読みたい本をいつでも自由に選び、おはなし会を楽しみ、読書の喜びを広げることの出来る場であり、課題解決のために必要な資料を探求することのできる場としてもなくてはならないものです。

同時に、市民図書館は市全体の読書活動を推進していくためのキーステーションとして、家庭、地域、学校等での読書活動を支援する役割を担っており、関係機関・団体等との連携により、子どもの読書活動推進のための地域のネットワークを整備していくことが求められています。

また、障害のある子どもへの読書支援、高度なレファレンス機能など地域の読書関連施設などでは展開が難しい活動を補っていく役割、読書関連施設が身近にない遠隔地域に住む子どもたちへの読書活動を支援する役割も担っています。

子ども読書活動推進のイメージ図

【子どもの生活空間】



第5章 子どもの読書活動を推進するための取り組み

1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭での読書活動の推進

施策の方向

家庭は、子どもの読書活動の入口であり、まずは家庭において読書の楽しさを味わうことが大切です。

家庭での読み聞かせや一緒に読書することに加え、親子で市民図書館や市民センター等へ出かけ、定期的におはなし会を楽しんだり、本を借りることも読書の習慣をつけることにつながります。

このことから、家庭がこれらに積極的に取り組んでいけるよう、引き続き読書への動機づけや読書に触れる機会の充実に努めます。

主な取り組み

- 1) 4か月児健診時における親と子の絵本等でコミュニケーションを図る取り組み
- 2) 乳幼児対象の市民図書館利用者カード登録への働きかけ
- 3) 赤ちゃん向けおはなし会や幼児～低学年向けのおはなし会の実施
- 4) 子育て支援の一環としての絵本を取り上げた講座等の開催
- 5) 子ども支援センター等での絵本を手にする機会の提供

など

(2) 地域での読書活動の推進

施策の方向

子どもが日常的に読書に親しみ、読書する習慣を身につけるためには、幼い頃から身近なところで気軽に本に接し、読書を楽しむ機会が必要です。

このことから、乳幼児の時期から成長に応じた読書活動の場として、市民センター等や地域の関連施設、放課後児童会や放課後子ども教室などでの読書活動の推進に努めます。

また、地域で活動するボランティアの支援を得るとともに、市民センター等、市民図書館、学校、児童館、放課後児童会や放課後子ども教室などが連携し、読書活動の推進に努めます。

主な取り組み

- 1) 市民センター等でのおはなし会や各種展示事業の推進
 - 2) 風のはこんだおはなし会 地域編の実施
 - 3) 児童館や放課後児童会、放課後子ども教室などでの読み聞かせの実施
 - 4) 地域文庫による地域の子供たちへの本の貸出
- など

(3) 学校等での読書活動の推進

【 学 校 】

施策の方向

市教育委員会では、読書活動を「学校教育指導の方針と重点」に重点事項の一つとして位置付け、その推進を図っています。

このことから、学校では実情に応じ、司書教諭等を中心に創意工夫し、子どもたちが読書の楽しさを広げ、読書する力をはぐくむことが日常的に行われるよう努めます。

また、障害のある子ども一人一人が読書に親しむことができるよう、きめ細かな取り組みを行っていきます。

主な取り組み

- 1) 「学校教育指導の方針と重点」における読書活動の重点化と学校運営への支援
 - ・ 全校一斉読書の促進
 - ・ 各学校への「子ども読書の日」の啓発
 - ・ 読書活動推進のための取り組みの紹介や情報交換
 - ・ 特別支援学級における読書活動の取り組みの工夫の働きかけ
- 2) 「心豊かな子ども読書活動推進事業」による学校図書館読書感想文コンクールの実施
- 3) 学校配本、移動図書館訪問、授業支援、施設見学など、市民図書館との連携による読書活動の実施
- 4) 風のはこんだおはなし会 学校編の実施 など

【保育所（園）・幼稚園】

施策の方向

保育所(園)・幼稚園は、幼児にとって読書の楽しみを広げる場であることから、日々の読み聞かせなどの充実を図る必要があります。

このことから、これらが積極的に展開されるよう働きかけるとともに支援に努めます。

主な取り組み

- 1) 保育所(園)・幼稚園での読み聞かせの働きかけ
- 2) 市民図書館貸出文庫の活用の働きかけ
- 3) 保育士や教諭の研修の充実に向けた働きかけ
- 4) 市民図書館、市民センター等での読書体験への働きかけ など

(4) 市民図書館での読書活動の推進

施策の方向

市民図書館では、来館した子どもたちへの図書の貸し出し・読書相談・おはなし会等の読書支援、高度なレファレンスによる学習支援や障害のある子どもたちへの読書支援など、市民図書館だからこそできるサービスの充実に努めます。

あわせて、子どもの読書活動を推進していくキーステーションとして、関係機関・団体等の子どもの読書活動の推進を支援するとともに、市民センター等や学校と協力して、読書活動団体やボランティア等との交流にも努めていきます。

また、蔵書の充実や職員の資質の向上に努め、市民図書館のサービス機能の向上を図っていきます。

主な取り組み

- 1) 子どもの発達段階にあわせた各種おはなし会や展示事業の実施
- 2) 学校配本、移動図書館訪問、授業支援などの学校支援事業の実施
- 3) 特別支援学校訪問によるおはなし会や交流会の実施
- 4) 読書活動団体等との連携によるおはなし会の実施
- 5) 移動図書館の巡回やステーションでの紙芝居の実施

など

レファレンス 利用者の学習・研究・調査等に図書館員が援助や資料の提供等を行うこと。参考業務。

キーステーション 放送網の中心となる放送局に模して、地域の読書活動の連携や関係機関との協力網の中心を指す。

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実

(1) 家庭での読書環境の整備・充実

施策の方向

子どもが興味・関心のある本を身近に置き、幼いときから気軽に本に触れることができるよう、まずは家庭が子どもにとって豊かな読書環境となることが大切です。

特に、乳幼児期においては、わずかな時間でも家族で絵本を楽しむなど、読書の時間を共有することが大切です。

このことから、市民センター等における絵本コーナー等の設置や各種展示・ブックリスト等の配布に加え、出産前からの読書啓発などの支援に努めます。

主な取り組み

- 1) 家庭における読書活動の重要性の啓発
- 2) 市民図書館や市民センター等での各種広報紙やブックリスト等の配布
- 3) 子育てレファレンスサービスの提供
- 4) 子ども支援センター等への絵本コーナーの設置
- 5) 子育て支援の一環としての講座等での子どもの読書活動の啓発

など

(2) 地域での読書環境の整備・充実

施策の方向

地域は、子どもたちの生活空間として、異年齢の子どもや多くの大人と出会い、自分の意思で活動できる場となっています。

子どもたちが地域で気軽に読書活動ができるよう、関係機関、施設・団体等や、地域ボランティアによる、地域の読書環境の整備・充実を目指します。

また、司書を活用した市民センター等と学校との連携・協力体制の推進に努め、地域における読書活動の拠点となるよう市民センター等の機能の充実を目指します。

主な取り組み

- 1) 市民センター等と学校との連携による地域の読書環境の充実
- 2) 司書の派遣による市民センター等図書室（コーナー）の環境整備
- 3) 地域で活動する読書支援ボランティアの活用
- 4) 貸出文庫の活用による子ども支援センター等での絵本にふれる環境づくり など

ブックリスト 年齢やテーマなど様々な基準で選択し、読書を勧めたり図書を紹介するために作られた本の選定目録。

(3) 学校等での読書環境の整備・充実

【 学 校 】

施策の方向

学校図書館が子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支えるためには、魅力ある図書館で読書や学習ができ、必要な時に必要な本を手にする環境が大切です。

このことから、学校の実情にあわせ、司書教諭を中心とした創意工夫のある学校図書館運営に努めます。

また、市民センター等と連携して読書環境の充実に取り組みます。

主な取り組み

- 1) 学校図書館蔵書の整備・充実
- 2) 学校と市民センター等との連携による読書環境の充実に向けた取り組み
- 3) 司書の派遣による学校図書館活動の充実
- 4) P T A や地域ボランティアなどによる読書活動支援への取り組み
- 5) 学校図書館の蔵書情報のデータベース化の促進と情報共有への働きかけ
- 6) 市民図書館、市民センターなど読書関連施設との連携・協力

など

【保育所（園）・幼稚園】

施策の方向

保育所(園)や幼稚園は、幼児の読書の楽しさを広げるため、保育士や教諭の読み聞かせ等の技術の向上や絵本の整備など、読書環境を整えることが大切です。

このことから、読書指導の技術の向上や絵本等の図書の充実などに努め、良好な読書活動が小学校へ引き継がれるよう、読書環境の整備・充実に働きかけます。

主な取り組み

- 1) 保育所（園）・幼稚園の読書環境整備の働きかけ
- 2) 保育士や教諭のための研修の働きかけ
- 3) おはなし会用の大型絵本や紙芝居等の特別貸し出しの働きかけ
- 4) 市民図書館や市民センター等での見学や読書活動への働きかけ

など

データベース 情報を大量に収集・分析・加工・蓄積・整理してコンピュータが処理しやすいかたちにしたファイル。

(4) 市民図書館での読書環境の整備・充実

施策の方向

市民図書館は、専門職員や豊富な蔵書を備えており、市民の利用度が高く、生涯学習の観点から「知の拠点」として、家庭、地域、学校等での読書活動を支援することが求められています。

このことから、図書館資料の充実に努め、直接的な読書支援のほか、高度なレファレンスや障害のある子どもへの読書支援等、市民図書館だからこそできるサービスの充実に努めるとともに、さらに地域の読書活動を推進するキーステーションとして、市民センター等や学校、読書関連施設・団体、ボランティアを支援し、また連携することで、子どもの読書環境の整備・充実を目指します。

主な取り組み

- 1) 図書館資料の整備・充実
- 2) おはなし読み聞かせ講習会の実施
- 3) 学校、児童館、放課後児童会、地域文庫等への読書環境整備への支援
- 4) 市民センター等、学校への司書の派遣による読書環境整備への支援
- 5) おはなし会や授業用の特別貸し出しの実施
- 6) さわる絵本の作製や点字・録音図書・デージー図書等の整備と特別支援学校への貸出文庫など、障害のある子どもたちへの支援の充実
- 7) 地域ボランティア組織や読書活動団体などと学校、市民センターなどの連携・協力を推進するコーディネート機能の充実
- 8) 専門職員（司書）の充実と職員のスキルアップへの取り組み

など

デージー(DAISY)図書 印刷物で提供される図書や情報では読むことが出来ない視覚障害者や読み書きの困難や学習障害のある人びとなどの利用に有効とされる。デージー図書には、音声のみのデージー図書とマルチメディアデージー図書があり、目次（見出し）機能を持つことが特徴である。

マルチメディアデージー図書は、音声と画像、文字を同期（シンクロ）させることができ、読んでいるところがわかりやすくなっている。

スキルアップ 技量の向上。

3 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進

(1) 連携・交流の促進

施策の方向

子どもたちの読書活動をより効果的に推進していくためには、家庭、地域、学校、市民図書館、読書活動団体、ボランティア等が連携・協力していくことが大切です。

そのために、相互の連絡体制や子どもの読書に関わる情報を共有する取り組みが重要です。

このことから、関係機関・団体等の活動状況の把握に努めるとともに、交流を深め、より連携・協力できる効果的な体制づくりに努めます。

主な取り組み

- 1) 学校と公共図書館と地域を結ぶ読書懇話会の開催
- 2) 学校、市民センター、市民図書館など関係機関の連携・交流の促進
- 3) ボランティアの活用やコーディネート、交流への取り組み
- 4) 教育関係事業の後援

など

(2) 広報活動の促進

施策の方向

子どもの読書活動の重要性については、広く市民への普及・啓発が大切であり、広報活動が重要となってきます。

そのため、各種広報紙やホームページ等を活用し、特に関心の高い子どもたちの読書活動の事例紹介など、様々な読書活動の情報を発信し、市民全体の理解と関心を深める効果的な広報活動に努めます。

主な取り組み

- 1) 「子ども読書の日」及び「子どもの読書週間」事業による読書活動への理解の促進
- 2) 「青い森のこども読書」や「おはなしはまほう」などの各種広報紙及びホームページ等の活用による広報活動の促進
- 3) 生涯学習情報提供事業の推進
- 4) 「学校図書館読書感想文コンクール入選作品集」の小・中学校、関係機関への配布
- 5) 「はじめてのえほん」など各種ブックリストの作成・発行

など

青森市子ども読書活動推進計画 第二次計画 施策体系図

計画の基本理念 豊かな心をはぐくみ、人生をより深く生きていく力を身につけるよう読書を楽しみ、読書に親しむ子どもを育成する

計画の基本方針

1 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進

1 家庭での読書活動の推進

4か月児健診時における親と子の絵本等でコミュニケーションを図る取り組み
乳幼児対象の市民図書館利用者カード登録への働きかけ
赤ちゃん向けおはなし会や幼児～低学年向けのおはなし会の実施

2 地域での読書活動の推進

市民センター等でのおはなし会や各種展示事業の推進
風のはこんだおはなし会 地域編の実施
児童館や放課後児童会などでの読み聞かせの実施

3 学校等での読書活動の推進

全校一斉読書、子ども読書の日、読書感想文コンクールの取り組み
学校配本、移動図書館訪問など市民図書館との連携による読書活動の実施
風のはこんだおはなし会 学校編の実施

4 市民図書館での読書活動の推進

子どもの発達段階にあわせた各種おはなし会や展示事業の実施
学校配本、移動図書館訪問、授業支援などの学校支援事業の実施
特別支援学校訪問によるおはなし会や交流会の実施

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実

1 家庭での読書環境の整備・充実

家庭における読書活動の重要性の啓発
市民図書館や市民センター等での各種広報紙やブックリスト等の配布
子育てレファレンスサービスの提供

2 地域での読書環境の整備・充実

市民センター等と学校との連携による地域の読書環境の充実
司書の派遣による市民センター等図書室(コーナー)の環境整備
地域で活動する読書支援ボランティアの活用

3 学校等での読書環境の整備・充実

学校図書館蔵書の整備・充実
学校と市民センター等との連携による読書環境の充実に向けた取り組み
司書の派遣による学校図書館活動の充実
PTAや地域ボランティアなどによる読書活動支援への取り組み

4 市民図書館での読書環境の整備・充実

図書館資料の整備・充実
おはなし読み聞かせ講習会の実施
学校、児童館、放課後児童会、地域文庫等への読書環境整備への支援
市民センター等・学校への司書の派遣による読書環境整備への支援

3 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進

1 連携・交流の促進

学校と公共図書館と地域を結ぶ読書懇話会の開催
学校、市民センター、市民図書館など関係機関の連携・交流の促進
ボランティアの活用やコーディネート、交流への取り組み

2 広報活動の促進

「子ども読書の日」及び「子どもの読書週間」事業による読書活動への理解の促進
各種広報紙及びホームページ等の活用による広報活動の促進
生涯学習情報提供事業の推進

第6章 計画の評価と推進体制

1 計画の評価と指標

計画期間における計画内容の進捗状況を確認するため、施策の中から計画の指標となるものを選び、年度ごとに目標値を設定します。

(1) 家庭や地域等における子どもの読書活動の推進に関する指標

子どもの読書に触れる機会が十分整い、子どもがその機会を活用しているか

おはなし会を実施するセンター等の数

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
2館	8館	9館	10館	10館	11館	11館	12館 (100%)

市民図書館、市民センター等における子ども一人当たりの貸出冊数(0~18歳)

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
4.36冊	4.64冊	4.71冊	4.78冊	4.85冊	4.92冊	4.99冊	5.06冊

学校図書館の一人当たりの貸出冊数

小学校

H18年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
12.8冊	16.5冊	17.7冊	18.9冊	20.2冊	21.4冊	22.6冊	23.9冊

中学校

1.9冊	2.2冊	2.3冊	2.4冊	2.5冊	2.6冊	2.7冊	2.8冊
------	------	------	------	------	------	------	------

市民図書館からの特別貸出件数

(市民図書館特別貸出：学校の授業で使う本やおはなし会用大型絵本・大型紙芝居等の特別貸出制度)

学校授業支援用

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
15件	27件	30件	33件	36件	39件	42件	45件

学校・団体おはなし会用

64件	86件	92件	97件	103件	108件	114件	119件
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------

学校図書館読書感想文コンクール 小・中学校参加校の割合

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
59.5%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実に関する指標

子どもの生活空間にある読書に接する環境が整備されているか

学校図書館蔵書冊数

小学校

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
283,798冊	297,614冊	299,000冊	301,000冊	303,000冊	304,000冊	306,000冊	308,000冊

中学校

159,510冊	198,586冊	208,000冊	217,000冊	226,000冊	235,000冊	244,000冊	253,000冊
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

市民図書館、市民センター等における児童書の蔵書冊数

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
146,939冊	167,632冊	173,000冊	178,000冊	183,000冊	188,000冊	193,000冊	198,000冊

(3) 子どもの読書活動を推進するための連携・交流と広報活動の促進に関する指標

子どもの読書活動を支援するために、ボランティアの活用が十分図られているか

読書関係ボランティアを導入した学校数

小学校

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
32校	43校	39校	41校	43校	45校	47校	49校 (100%)

中学校

1校	2校	5校	5校	6校	7校	8校	9校 (45%)
----	----	----	----	----	----	----	-------------

おはなし会等へボランティアを導入したセンター等数

H17年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1館	6館	7館	8館	9館	10館	11館	12館 (100%)

2 計画の推進体制

青森市では、子ども読書活動推進計画を効果的かつ総合的に推進するために、第一次計画策定後の平成18年に子どもの読書活動に関わる施策を行う関係各課の長による「青森市子ども読書活動推進計画推進幹事会」(以下「推進幹事会」という。)を設置し、毎年施策の進捗状況を確認してきました。

第二次計画においても引き続き推進幹事会を開催して、計画の進捗状況を確認するとともに、計画を着実に推進していくための、より効果的な施策について検討していきます。

注記は「最新図書館用語大辞典」(柏書房)、「図書館用語集(改訂版)」(日本図書館協会)、「カタカナ新語辞典」(学習研究社)、「DAISYってなんだろう?(パンフレット)」(日本障害者リハビリテーション協会)等を参考に記述しました。

付録

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

青森市子ども読書活動推進計画第二次計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市子ども読書活動推進計画第二次計画策定委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもが自主的に読書活動を行う環境づくりのための青森市子ども読書活動推進計画第二次計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、広く市民の意見を求めるため、青森市子ども読書活動推進計画第二次計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、計画に関する事項を検討し、意見を述べることとする。

(組織等)

第4条 委員会は、次に掲げる委員8名程度をもって組織する。

- (1) 学校関係者(小学校)
- (2) 学校関係者(中学校)
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 特別支援教育関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 読書活動推進団体関係者
- (7) 地域コミュニティ関係者
- (8) 保護者代表

2 委員は、前項第1号から第6号までに掲げる者にあつては当該関係団体から推薦があつた者の中から、同項第7号及び第8号に掲げる者にあつては公募に対して応募した市民の中から、それぞれ教育長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画の調査及び審議が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員のうちからあらかじめ教育長が指名したものをもちて充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
(青森市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 青森市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(平成16年5月11日実施)は、廃止する。

第二次計画策定委員

選出区分	選出団体	委員名(案)	役職等 (平成22年4月1日現在)
学校関係者 (小学校)	青森市小学校教育 研究会図書館部会	澁谷 眞美子	荒川小学校校長 青森市小教研図書館 部会部長
学校関係者 (中学校)	青森市中学校教育 研究会図書館部会	横山 伯子	甲田中学校教諭
幼児教育関係者	青森市私立幼稚園 協会	敦賀 努子	私立油川幼稚園教諭
特別支援教育関係 者	青森市小・中学校特別 支援教育研究協議会	福士 幸子	橋本小学校教諭
福祉関係者	青森県視力障害者 福祉連合会	福井 秀実	青森県視力障害者 福祉連合会会長
読書活動推進団体 関係者	青森市読書団体 連絡会	伊藤 理子	青森市読書団体連 絡会会員
地域コミュニティ 関係者	公募	出崎 真里	学校地域支援本部 事業コーディネーター
保護者代表(公募)	公募	金子 昌子	主婦
計8人			

関連所管課 問い合わせ先

内 容	所管課	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ活動講習会等に関する こと ・地域貸出文庫、移動図書館等に関 すること ・地域読書活動支援に関すること ・児童サービスに関すること 	市民図書館	017-776-2455
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ボランティアや地域読書活 動に関すること 	市民図書館 社会教育課	017-776-2455 017-761-4784
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報に関すること 	社会教育課	017-761-4784
<ul style="list-style-type: none"> ・児童館や放課後児童会に関する こと ・子ども支援センターに関すること 	子どもしあわせ課	017-734-5334 017-721-2180 (子ども支援センター)
<ul style="list-style-type: none"> ・4 か月健診時の絵本による親子コミ ュニケーション事業に関すること 	健康づくり推進課 (元気プラザ)	017-743-6111
<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターに関すること 	中央市民センター	017-734-0163
<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡地区の学校教育・社会教育に 関すること 	浪岡教育事務所 教育課	0172-62-3004
<ul style="list-style-type: none"> ・浪岡中央公民館に関すること 	浪岡教育事務所 教育課	0172-62-3004
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動に関すること 	指導課	017-761-4815